

## 加古川税務署から税の申告についてのお知らせ

▶問合せ 加古川税務署 ☎079 (421) 2951

**混雑を緩和(3密を回避)するため、e-Taxや郵送などでの申告にご協力をお願いします**

申告書などは国税局ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成できます。ID・パスワード方式の届け出を済ませている人は、自宅のパソコンやスマートフォンからe-Taxで申告書の送信ができます。

### 税の申告書作成会場はニッケパークタウンです



加古川税務署には申告書作成会場を設けておりません。

▶開設期間 令和3年2月16日(火)～3月15日(月)

※土・日曜日、祝日は休止。ただし、2月21日(日)、28日(日)は受け付けます。

▶相談受付時間 9:00～16:00

※会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、LINEを利用してオンラインで事前発行しているほか、会場入り口で当日発行も行っています。入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

▶申告書作成会場 ニッケパークタウン 本館1階センタープラザ(加古川市加古川町寺家町173-1)

#### ▶注意事項

- 申告書作成会場で申告する場合は、前年の申告書の控え、確定申告のお知らせがき、筆記用具、電卓をご持参ください
- 会場では納税はできませんので、お近くの金融機関をご利用ください
- 駐車料金は4時間まで無料です(それ以降は有料)
- 申告書作成会場入口では、検温を行い、体調不良の人は入場をお断りする場合があります。会場内では、マスクの着用をお願いします

### 所得税及び復興特別所得税等の確定申告書及びその関係書類は、前年の申告内容に基づき、令和2年10月末のデータにより作成していますので、次の点にご注意ください。

- 申告書に印字されている住所などに変更があった場合には、訂正して使用することができます
- 事業所得、不動産所得、譲渡所得、退職所得などがあり、他の申告書などの様式が必要な場合には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくか、必要な書類を明記のうえ、郵送などにより税務署に請求してください

なお、郵送などで請求する場合、住所・氏名を記載し必要な額の切手を貼付した返信用封筒を併せて送付してください。

何かご不明な点がありましたら、税務署にお問い合わせください。

### 個人で事業や不動産貸付などを行う全ての人は、記帳と帳簿書類の保存が必要です!!

令和元年10月から、消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が始まりました。確定申告に当たっては税率ごとに区分経理をした帳簿が必要になります。所得税及び復興特別所得税の申告の費用がない人も対象となります。

**登録日はいつになるのか**  
登録日は原則、申請日の翌々日となります。本人通知の対象となるのは、登録日以降に交付された証明書です。

**その他注意事項**  
※本籍、筆頭者、住所、氏名などが登録時の内容から変更になった場合は、登録内容変更の手続きをしてください。

**完了のお知らせ**を郵送します。  
※次の場合は登録が失効します。  
・変更の手続きを行わなかったことにより通知書が返戻された場合  
・国外へ転出した場合  
・登録者が死亡または失踪宣告を受けた場合

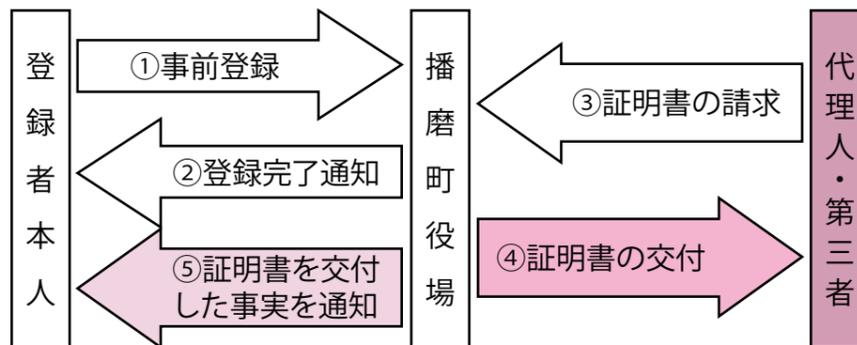
告を受けた場合  
※本人通知制度は、証明書を交付された事実をお知らせする制度であり、第三者からの請求があった場合に本人に確認を行ったり、請求を拒否する制度ではありません。

▶問合せ 住民グループ ☎079 (435) 2363

## “本人通知制度”をご存知ですか？

▶問合せ 住民グループ ☎079 (435) 2363

本人通知制度は、住民票の写し、戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合、事前に登録している人限定で、交付した事実をお知らせするものです。証明書の不正取得による個人情報や権利の侵害を未然に防止することにつながります。



**「本人通知制度」とは?**  
事前に登録した人の(A)住民票や戸籍謄本などを、(B)本人等の代理人やそれ以外の第三者に交付した場合に、(C)交付した事実を登録者本人に通知するものです。

- (A) 通知の対象となる証明書**  
登録日以降に発行された次の証明書が交付通知の対象となります。  
・住民票の写し  
・住民票記載事項証明書  
・戸籍謄本及び抄本  
・改製原戸籍謄本及び抄本  
・戸籍の附票の写し  
・戸籍記載事項証明書  
(それぞれ、消除されたものも含みます)
- (B) 通知の対象となる請求**  
・本人等の代理人からの請求  
・本人等の代理人以外の第三者(弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士、海事代理士の8業士、法人など)からの請求  
※本人等とは?  
**住民票関係**: 本人または本人と同一の世帯に属する人  
**戸籍関係**: 本人、本人の配偶者、父母、祖父母など(直系尊属)、子、孫など(直系卑属)
- (C) 通知される内容**  
・交付年月日  
・交付した証明書の種類と通数  
・請求者の種別(本人等の代理人)または「代理人以外の第三者」
- ※請求者の氏名や住所などの個人情報は、通知書に記載されません。

- 通知の対象とならない請求**  
・本人などからの請求  
・国や地方公共団体の機関からの請求  
・コンビニ交付サービスを利用した証明書の請求
- 事前登録が必要ですが**  
本人通知制度を利用したい人は、まず事前登録の申請をしてください。  
登録費用は無料です。郵送による申請も可能です。  
※各種申請書などは窓口だけでなく町ホームページからもダウンロードできます。  
▼対象(播磨町で登録できる人)  
・播磨町に住民登録をしている人(過去に登録していた人を含む)  
・播磨町の戸籍、戸籍の附票に記載または記載されている人(過去に記載または記載されていた人を含む)
- ▼申請窓口 住民グループ  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

- 事前登録に必要なもの**
- ① 申請書 住民グループ窓口または、町ホームページにある「播磨町本人通知制度事前登録申請書」
  - ② 本人確認書類 窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、顔写真付住民基本台帳カードなど)いずれか1点。または、健康保険証と年金手帳など2点
- ※本人確認書類について、詳しくは、町ホームページ「本人確認書類」についてはこちらをご覧ください。お問い合わせください。
- ▼本人が窓口に来る場合  
① 申請書② 本人確認書類  
▼代理人が窓口に来る場合  
① 申請書② 本人確認書類のほか、登録する人の本人確認書類(コピー可)、委任状  
▼未成年者の保護者、成年後見人(法定代理人)が窓口に来る場合  
① 申請書② 本人確認書類のほか、登録する人の本人確認書類(コピー可)、法定代理人であることがわかる書類